

書評

小森田秋夫
『体制転換と法 ポーランドの道の検証』
(有信堂、2008年)

篠田 優

1 本書の内容

(1) ベルリンの壁が破れた1989年は体制転換を象徴する画期的な年であった。ポーランドも例外ではない。著者いわく、「政権側と『連帯』側との「円卓会議」とともに始まった1989年は、そこにおける合意を踏まえた6月の不完全自由選挙、9月のマゾヴィエツキ政府の成立を経て、「ショック療法」による資本主義への移行の法制的準備と12月の憲法改正とによって閉じられた」。この憲法改正によって「政治的転換」が「確認」され、ポーランドの自己規定は「社会主義国家」から「社会的公正の原則を実現する民主的法治国家」へと規定し直されたのであった（はしがき ii 頁）。

このように、1989年に一旦焦点を合せた上で、著者は二つの問題意識を示す。

ひとつは、体制転換の起点は1989年ではなく、少なくとも「連帯」が誕生した1980年にある、したがって、ポーランドの体制転換の道を検証しようとするならば、1980年からたどる必要があるということである。すなわち、89年憲法改正で導入された新たな自己規定を構成する3原理、すなわち「〈民主主義〉〈法治国家〉〈社会的公正〉」を目指す運動は、1989年に初めて開始されたのではなく、「少なくとも1980年に遡り、そこで開始された“助走”が1989年の“跳躍”につながる」という認識である。だから、画期たる89年以降の「展開を見届ける上でも」、80年から上記「3つの原理の絡み合い」をたどっておくことが、「必要である」（同 ii～iii 頁）と主張される。

いまひとつは、上記「社会的公正の原則を実現する民主的法治国家」という自己規定は同時に、このような国家でなければならないという規範的要請を意味するものであるから、ポーランドの体制転換の到達点は、上記自己規定を構成する「3つの原理—〈民主主義〉と〈法治国家〉と〈社会的公正〉—がどれだけ、どのように実現されたかによって測られる、と考えることができる」が、これらの原理それぞれが何を意味するかについては自明ではなく、「できあいの答えは存在しない」、という問題意識である（同 ii 頁）。

「以上のような問題意識のもとに、1980年を直接の起点とするポーランドの体制転換の特質を、そこにおいて法が果たした役割という視点から検証することを課題」（同 iii 頁）として書かれたのが本書である。

(2) 本書は、こうした課題に答えるために、①書き下ろしの序章、②ポーランドの体制転換の一因であり、原因または結果であり、あるいは体制転換それ自体の推進力となった5つの重要法律の立法過程の分析を試みた5つの章、③社会主義化により構築された生活保障システムが体制転換過程を通じて受けた変化を検討する終章、の三つの部分から構成されている。

①の序章（「民主主義・法治国家・社会的公正——「第三共和国」の未解決のトリアーデ——」）では、現政権政党であるPiS（法と公正）が登場してきた背景が語られ、体制転換に関わる諸思潮と諸アクターの動きの縮図を示すと共に、PiSが行おうとしていること¹を示すことで、89年の憲法改正および97年現行憲法にある「社会的公正の原則を実現する民主的法治国家」というポーランドの自己規定を構成する三原理、すなわち民主主義・法治国家・社会的公正の「それぞれの内容と組み合わせは、なお開かれた未解決の問いとして残されている」（17頁）という現状が示される。

②（第2章～第5章）では、それぞれ、「労働組合複数主義をめぐる攻防」というタイトルで1982年労働組合法の、「検閲に対する法的統制の試み」というタイトルで1981年検閲法の、「民主化に先行して埋め込まれた法治国家の装置」というタイトルで1987年オンブズマン法の、「『経済活動の自由』の原則の成立」というタイトルで1988年経済活動法の、そして「〈全市民〉的私有化の政治的文脈」というタイトルで1993年国民投資基金法の、立法過程の分析がなされる。

③の生活保障システムを扱った終章では、まず、「主として60年代までを対象に、国家的生活保障システムの論理とこのシステムがかかえていたアポリア」が明らかにされ、次いで、「70年代と80年代に進行したシステムの“融解”の過程について検討」され、最後に「90年代に進行しつつある生活保障システムの転換とそのゆくえについて」考察される（377頁）。

2 本書の特徴

以上のような内容をもつ本書であるが、本書の特徴について次の5点——(1)～(5)——を指摘したい。

(1) まず、取り上げられた5つの重要法律のうちの4つは1989年以前のものであることである。このこと自体が、「転換は『89年』に始まったのもそこで完結したのでもない！」（これは、本書の〈帯〉のフレーズである）ことを訴えている。また、このことには、ポーランドにも見られる「1980年、『連帯』の出現とともに大きな変化を始めていたことの意味が軽んじられる傾向」（はじがき i 頁）に対する著者の学問的異議申し立ての意味がこめられているといえよう。

もっとも、著者自身は、「1989年以降の段階における法律をひとつしか取り上げることができなかったことは、大きな欠落であると言わざるをえない」（iv 頁）とも述べている。しかし、取り上げられる5つの重要法律のうち4つを1989年以前のものとしたことで、1989年以前の、30年代型社会主義システムからの脱却のものがきの営為があったからこそ、1989年以降のおおきな変化が可能になるとともに、1989年以前の営為が89年以降の大転換の中身を一面において規定しているという視点、——この視点自体は、社会主義国を研究対象としてきた、いわばプロフェッショナルな研究者には当然共有されていることではあるが——を結果的にかえって浮かび上がらせる

ことに成功していると考えられる。

(2) 第二に、——これは、本書の特徴というよりは、小森田秋夫という研究者の研究の特徴というべきであるが——、事態あるいは対象の一面的な把握や単純化を排し、事態あるいは対象の多面性、複層性を展開してみせるという意味での分析的態度に徹しているという点を挙げたい。

そのような態度がわかる例として、やや長くなるが、〈全体主義から民主主義へ〉という図式的把握に対する著者のコメントを引用する。

「〈全体主義〉について言えば、第1に、「権力による社会の絶対的統制」という言わば上から見た体制像が、そのような統制の及ばない領域があれこれの程度・形態で存在する可能性から目をふさいでしまう危険性があること、第2に、体制の抑圧的な側面にもっぱら着目しがちなことから、体制が暗黙の、あるいは消極的な「同意」によって支えられていたという側面もあることを軽視する可能性があること、そして第3に、これら2つと関連して、全体的に統制され切っているように見える社会をも徐々に捉えてゆく変化を十分に捉えられず、したがって体制の崩壊をも十分に説明できないこと、に注意しなければならない。また、〈民主主義〉について言えば、それ自体が多様な相をもつ現象である。一定の形式的な要件（例えば、「自由選挙」の実現）に照らして「民主化の達成」について語ることはできるとしても、民主化のある面での達成が新たな問題を随伴する（例えば、ポーランドにおける91年の議会選挙が示したような、投票率の著しい低さと議会構成の著しい小党分立化）というように、「民主化」をめぐる現実には単線的な理解にはおさまらない複雑さを示す。そのような複雑さを、〈全体主義から民主主義へ〉という図式は、旧体制から引きずっている「全体主義勢力の抵抗」によって説明しようとする傾きをもっている。体制転換期に覆いかぶさっている旧体制の遺産はもちろん決定的に重要なファクターであるが、それをあれこれの「悪しき」勢力による「うしろ向き」の抵抗としてのみ捉えるのでは不十分である。むしろ、旧体制の遺産は、体制転換期に固有の問題——変化と連続の絡み合いの問題——として正面から分析されなければならないであろう。」(57-58頁／傍点著者、下線引用者)

(3) ①第三に、——これは上記第二の特徴の延長線上、あるいはその別の側面というべきかもしれないが——、制度に関する、あるいは制度形成に向けての対抗状況や、制度の存在根拠あるいは現状を、〈体制を構築する原理〉と〈実際上の必要性〉から説明する態度である。単純化を排する態度と相俟って、結果的に（いや、「必然的に」というべきか）著者は状況のディテールに分け入ることになる。

このことの半ば必然的な結果として、「法文化」という分析道具は、著者からは遠いものとなっている。蓋し、制度状況を〈体制を構築する原理〉と〈実際上の必要性〉から説明する態度からすると、「法文化」は所与のものとしてあるのではなく、まさにそのような態度の積み重ねによって帰納的に抽出される「研究結果」であり、その結果を得て初めて分析の道具になりうる性質のものと考えられるからである。実際、著者が「法文化」を意図的に排除したかどうかはともかく、本書には、著者の議論としては「法文化」ということばはどこにも登場しない²。

②こうした態度と(2)で指摘した態度とから、例えば、次のような興味深い指摘が浮かび上がる。

一は、市民の権利弁務官（オンブズマン）法が成立に至る文脈にみられる（第3章）。

市民の権利を擁護する機能を一定程度果たす制度としてソ連型の検事監督があるが、それには

市民の権利擁護の点で限界があり、その限界を克服する上で行政裁判制度が構想・制度化され、さらに行政裁判所の限界を克服するために憲法法定が構想・制度化され、行政裁判制度・憲法法定制度の限界を補完する一面をもつオンブズマン制度が、〈経済改革による社会的摩擦〉への対処の必要と、ヤルゼルスキ政権の、戒厳令導入で傷ついた自らの正統性の再確立の必要性とによって、政権にとって許容可能な制度として浮上してきたという趣旨の指摘は、状況のディテールの中から紡ぎだされたものというべきで実に興味深い。

二に、右翼と左翼が必ずしも対立しないというポーランドの政党配置についての指摘をあげることができる。すなわち、「筆者 [= 著者——引用者・補] の理解によれば、ポーランドの政党配置を考えるさい、種々の留保が必要であるとはいえ、2つのイデオロギー軸に即して分析することが有効である。資本主義的市場経済を前提としつつ、市場の自由な働きを信頼する〈リベラル〉と市場の働きの負の側面を克服するための国家介入に肯定的な〈左翼〉とが対立する経済軸と、世界観や宗教についての個人の選択とそれに対する寛容を重視する〈世俗〉派とポーランドのキリスト教的（カトリック的）伝統を公的生活の原理とすることを主張する〈右翼〉とが対立する価値観軸とがそれである。このような理解によれば、〈右翼〉と〈左翼〉とは同じ軸のうえで対抗しているわけではない、ということになる。したがって、〈右翼〉が〈左翼〉的な経済政策を掲げることがありうるのであり、…PiS [〈法と公正〉党] の場合はまさにこれに該当する」（4頁）。

三に、体制転換のあり方にかかわる重要法案である国民投資基金法案に対して、与党野党双方それぞれの内部で亀裂が生じ、「『ポスト連帯』対『ポスト共産主義』という図式が多分に虚構であることを浮き彫りにした」（356頁）という指摘をあげることができよう。体制転換が、それまで存在していた社会的安全を掘り崩す面を伴わざるを得ないものであってみれば、そうした事態に直面して政策推進者に一定の動揺が走ることは、蓋し、十分にありうることであり、むしろ、体制転換過程に付随する普遍的現象とすらいえるのかもしれない。そうした動揺がポーランドの場合には与党野党双方に横断的に現れたというところが興味深いところである。果たして、これはポーランドだけの現象なのか、これもまた普遍的現象なのか。つまり、〈体制転換と法〉の比較法という関心を刺激するのであって、その意味でも、重要かつ興味深い指摘といわなければならない。

（4）第四に、本書は、次の（イ）～（ト）の作業を地道に、かつ縦横に行っているという点で、立法過程研究のまさにひとつのお手本を示しているといえる。

すなわち、（イ）新聞情報を使う、（ロ）重要人物にインタビューをする、（ハ）先行法令がある場合には、同法令の裁判実務をフォローする、（ニ）立法史をフォローする、（ホ）これらの作業から当該立法につながる諸ベクトルを抽出する、（ヘ）（ホ）に基づいて問題状況を明らかにする、（ト）諸ベクトルの絡み合いのドラマを描出する、である。

思うに、こうした方法は、事実によって事態を語らせる実証的な方法であって、議論に説得力をもたせることはもちろんだが、のみならず、次なる変化への仮説構築を容易にする点でも優れた方法というべきである。この意味で、本書は、体制転換を研究対象にしている者はもちろん、外国法研究を志す者に広く読まれるべき価値を有しているといえよう。

（5）最後に、本書には、書き下ろしの序章を除く各章末尾に〔付記〕が付されているが、この〔付

記〕が読者の理解を促すチューターの役割を非常に効果的に果たしているということを指摘しておきたい。この〔付記〕によって初出論文が書かれた背景が紹介されるとともに、論文執筆当時と現在の間が埋められ、結果として、〔付記〕は個別論文の集合体が一個の読み物になる役割を果たしている。

3 コメント

最後に、評者の望蜀的思いとポーランドを専門にしていない評者のような者からのささやかな注文を吐露して本稿を終わりたい。

(1) 望蜀的思いとは、ポーランド法だけではなくソビエト＝ロシア法にも精通されている、という著者の強み、あるいは著者の実物大の姿をより反映する途はなかったか、という思いである。

上述の〔付記〕には、著者がこれまでどのような研究をしてきたかということにも若干の言及がなされているところから、著者の業績を知る読者が評者のような思いを、もつことを予期して、〔付記〕をもってこうした思いに答えようとされたのかもしれない。しかし、著者が日本を代表するソビエト＝ロシア法の研究者でもあることを知る読者としては、〔付記〕だけでは満たされないものがあり、例えば、ポーランドとロシアの〈体制転換と法〉の比較を論じた一章を加えるということができなかったのだろうかという思いを禁じえないのである。

1980年を起点とするとかれこれ30年、89年を起点としても既に20年が経過している。この間に、〈体制転換と法〉の普遍と特殊とでも呼ぶべき問題を論じるだけの事態の展開があるといっただいように思われる。もとより、この問題を論ずるには、問題が広いだけに一研究者では困難が伴うが、ポーランド法・ロシア法に通じた著者なら、何らかの方法でこの問題に切りこむことができたのではないかとも思われるのである。

(2) ささやかな注文とは、団体名の略語の索引をつけてもらいたかったということである。事項索引・人物索引とは別に団体名索引が設けられていて、読者の便に配慮されている。そして、団体名索引には「共和国のための運動〔RdR〕340頁、348頁」から「ロシア連邦共産党〔КПРФ〕16頁」に至るまで42団体が記されている。しかし、残念ながら、この〔 〕内に書かれた略語の索引は設けられていない。他方、本文のほうでは、紙幅の儉約のためか略語が頻出する。このため、ポーランド政治（史）の知識に乏しい評者にとっては略語が出てくるたびに、それがどんな団体であったか思い出すためにたびたび頁を戻らなければならなかった。もっとも、これは僅かな「労働」に過ぎないし、略語索引があったからといって、それがさす団体の内容までたちどころにわかるわけではない。かくして、ささやかにして非本質的注文なのではあるが、ポーランドを専門にしない読者のなかには評者と同様の感想をもった者が数はともかくきつといたと思われるので、敢えて記した次第である。

注

- (1) 指令的計画経済を特徴づけていた「完全雇用」と「平等主義」、それらによって担保されていた社会的安全が体制転換によって掘り崩され、そのことによって生じた多くの人々への打撃を緩和するための「国家の修復」をさす。そして、この「国家の修復」は、「国家の洗淨」（旧特務機関の秘密協力者の摘発等）と「国家の強化」（「行政、そして裁判所、検察機関、警察の活動の実効性の強化とその担い手に対する規律の強化」という二側面を持つ（6頁）。
- (2) 本書索引によれば、「法文化」という言葉が本書に登場するのは、初代権利弁務官（オンブズマン）ウェントフスカの議論の紹介の箇所のみである。